

○ 防衛省組織令の一部を改正する政令案新旧対象条文  
 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調達管理部の所掌事務）            第一百七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～七 （略）</p> <p>八  防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち            装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。</p> <p>（企業調査官の職務）            第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～五 （略）</p> <p>六  防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち            装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。</p>	<p>（調達管理部の所掌事務）            第一百七十六条 調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～七 （略）            （新設）</p> <p>（企業調査官の職務）            第二百三条 企業調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。            一～五 （略）            （新設）</p>